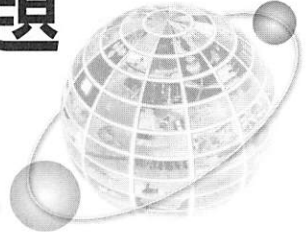


# 積極的疫学調査の課題

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



コロナ禍は、個人情報保護について多くの課題を提示した。その一つが積極的疫学調査の取り扱いだ。調査に関わる情報は、個人情報保護法・条例が定める「要配慮個人情報」で、特に慎重な取り扱いが求められる。これを適正に取得・管理し、適切に利用・提供することは行政機関の義務だ。しかし、コロナの感染者が急増する中で、調査について自治体間の大きなばらつきがみられる。そのような中で、法改正による全国統一の罰則が定められた。

## 調査の目的と内容

積極的疫学調査は、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）15条に規定されている。これによれば、都道府県知事は「感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるとき」、職員に対して、患者等に「質問させ、又は必要な調査をさせる」ことができる。

調査の目的、内容、方法等については、厚生労働省が作成、公表している「保健師のための積極的疫学調査ガイド」（第2版／20年12月24日）が詳しく、わかりやすい。コロナについては感染者本人の調査票は以下の3点を基本としている。

床情報調査）  
調査票2…発症14日前から発症日までの行動調査  
調査票3-1…発症2日前から現在までの行動調査  
さらに、「接触者の有無と接触の程度、その際の環境など」を記載し、濃厚接触者を特定するための調査票3-2もある。

## 有用性と負担増

コロナの流行が第3波になり、感染者数が飛躍的に増加した。そのため、感染者が急増した自治体では、積極的疫学調査が現場の大きな負担になっている。しかし、一方で、調査の有用性を評価する声もある。

たとえば、積極的疫学調査が「市中感染の拡大阻止に成果を上げている」との報道がある（静岡新聞21年

2月11日）。同紙は「1日30人強の新規感染者に感じられる態勢を整えた。感染者や濃厚接触者からの広がり調査でつぶすことが大事」と意義を強調する担当者の声を紹介する。

逆に、新規感染者数が多く緊急事態宣言の対象となっている都府県では、積極的疫学調査の有用性を認めつつも、対象の絞り込みを行った。

たとえば、神奈川県は21年1月9日から全保健所で積極的疫学調査の対象を絞る独自モデルを始めた。具体的には、「高優先」とされる①医療機関（特に高齢者が多い施設）と②高齢者施設・福祉施設等について、積極的疫学調査を実施するとした。背後にあるのは、「市中一般患者の積極的疫学調査の意義低下」という課題認識だ。

同県の公表資料には、疫学調査による原因不明が50%以上あり、感染経路が多様化する「一般社会へのウイルス蔓延」があること。そして、感染者増加により調査実施が遅延し、簡便な調査になり「質的低下」が不可避であること——という2点があげられている。

厚生労働省による前記ガイドのサブタイトルは、「患者クラスター（集団）の迅速な検出に向けて」である。

緊急事態宣言の対象都府県のように、クラスター対策だけでは感染防止が困難な自治体では、積極的疫学調査は現場負担が大きすぎる。神奈川県モデルのような対象の絞り込みが現実的だ。それは、目的達成に必要な範囲内での取得を認める、個人情報保護法・条例の趣旨に合致する。

## 法改正による罰則導入

以上のように、積極的疫学調査の要否や効果が感染の状況や実態によって大きく異なることを考慮に入れると、このほど成立した改正感染症法の罰則（行政罰）の適用は容易でないと思われる。

法改正の内容について、厚生労働省は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について」（21年2月3日）で自治体に通知した。これによると、積極的疫学調査に関わる罰則は以下のとおりである。

罰則の目的は「積極的疫学調査等の実効性の確保」である。これを達成するために、「都道府県知事又は厚生労働大臣は、当該積極的疫学調査に応ずべき旨の命令を発することができ、命令を受けた

患者等が「質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合」に「30万円以下の過料に処する」。

なお、命令は「必要な最小限度のものでなければならぬものとする」とともに、書面による通知に関する規定を整備すること」が求められている。

周知のように国会に提案された改正案の段階では、積極的疫学調査に関わる罰則は刑罰であり、金額も50万円以下だった。しかし、各方面からの強い反対を受けて、刑罰を行政罰（過料）とし金額を30万円以下とする異例の法案修正が行われた経緯がある。しかし、調査を強制するという本質は何も変わっていない。

法改正に反対した一般社団法人日本医学会連合の「感染症法等の改正に関する緊急声明」（2021年1月14日）が指摘する、「国民の主体的で積極的な参加と協力を得る」ことが調査の本来のあり方である。そもそも厚生労働省の前記ガイドも「聞き取りでは、時には他人には話したくない、秘密にしておきたいことまでも踏み込んで深掘りする場合

もあります」として、積極的疫学調査における基本姿勢の一つとして「関係性構築の重要性」を説いている。

なお、調査に関わる法律に罰則規定がありながら適用が皆無の先例がある。

それは統計法61条1号で、「基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした」場合に「50万円以下の罰金」に処すと規定している。しかし、国勢調査では回答を拒んだ例は無数にあるが、過去に罰則が適用された例がない。

積極的疫学調査の重要性が自治体によって大きく異なる。また、同種の罰則規定で適用例がない。以上のことから罰則の安易な適用は公平性を欠くことから、自治体は慎重な対応が求められる。

## 調査のパラダイムシフト

最後に積極的疫学調査に関わる注目すべき動きを紹介したい。それは、日本医師会COVID-19有識者会議の資料「PHRを基盤とするCOVID-19対策」に記されている。山本景一氏（和歌山県立医科大学情報基盤センター准教授）と石見拓氏（京都大学環境安全保健機構附

属健康科学センター教授）の共同執筆の論文である。

論文要旨にある「我々は健康観察パーソナルヘルスレコード（PHR）アプリを用いて、積極的疫学調査における濃厚接触者の健康観察業務を大幅に効率化することができた」という表現に注目したい。

この論文ではPHRアプリを活用した、和歌山市における積極的疫学調査支援の事例を紹介している。これがユニークなのは、個人がアプリを使って日常的に記録した健康情報を、積極的疫学調査に活用することだ。まだまだ課題は多いが、この事例に見られるパラダイムシフトに注目したい。

それは、行政機関が市民から取得するタテ型の情報収集ではなく、ヨコ型の情報共有が見て取れることだ。PHRは市民が保有する情報で、その協力を得て積極的疫学調査は初めて成立する。罰則という強権を発動して調査するのは大違いだ。

こうした共同関係が成り立つには、市民が日常的に自身の健康情報を蓄積する自発性が不可欠だ。そして、そうした主体的な参加を引き出すためには、自治体に対する強い信頼がなければならない。